

吹田市立図書館の管理運営に関する規則新旧対照表

\_\_\_\_\_は改正箇所

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、吹田市立図書館条例（昭和27年吹田市条例第183号）<u>第5条</u>及び吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例（平成22年吹田市条例第8号）第22条第1項の規定に基づき、吹田市立図書館の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分室の位置)</p> <p>第2条 <u>吹田市立千里図書館</u>に分室を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) }</p> <p>2 <u>吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館</u>に分室を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) }</p> <p>(2) } -----略-----</p> <p>3 }</p> <p>(開館時間)</p> <p>第3条 <u>吹田市立図書館</u>（以下「図書館」という。）の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、木曜日及び金曜日については、午前10時から午後8時（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日に当たるときは、午後6時）までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>吹田市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、吹田市立図書館条例（昭和27年吹田市条例第183号）<u>第8条</u>及び吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例（平成22年吹田市条例第8号）第22条第1項の規定に基づき、吹田市立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分室の位置)</p> <p>第2条 <u>千里図書館</u>に分室を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) }</p> <p>2 <u>山田駅前図書館</u>に分室を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) }</p> <p>(2) } -----略-----</p> <p>3 }</p> <p>(開館時間)</p> <p>第3条 <u>図書館</u>（<u>健都ライブラリー</u>にあつては、閲覧室に限る。）の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、木曜日及び金曜日については、午前10時から午後8時（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日に当たるときは、午後6時）までとする。</p> <p>2 <u>健都ライブラリーのうち閲覧室以外の施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、教育委員会</u>が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。</p>

旧	新
<p>(図書館資料の貸出し)</p> <p>第5条 -----略-----</p> <p>2 <u>吹田市立中央図書館</u>は、本市内における団体又は個人に対し、自動車文庫による図書館資料の貸出しを行うことができる。</p> <p>(利用者の守るべき事項)</p> <p>第6条 <u>利用者</u>は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) }</p> <p><u>(3)</u> 他人に迷惑となる行為をしないこと。</p> <p><u>(4)</u> その他職員の指示に従うこと。</p>	<p>(図書館資料の貸出し)</p> <p>第5条 -----略-----</p> <p>2 <u>中央図書館</u>は、本市内における団体又は個人に対し、自動車文庫による図書館資料の貸出しを行うことができる。</p> <p>(利用者の守るべき事項)</p> <p>第6条 <u>図書館の利用者</u>は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) }</p> <p><u>(3)</u> <u>許可なく物品の販売等を行わないこと。</u></p> <p><u>(4)</u> 他人に迷惑となる行為をしないこと。</p> <p><u>(5)</u> その他職員の指示に従うこと。</p> <p><u>(損傷等の届出)</u></p> <p>第7条 <u>図書館の利用者は、施設又は図書館資料その他の附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに教育委員会に届け出てその指示を受けなければならない。</u></p>
<p>(図書館資料の寄贈又は寄託)</p> <p>第7条 -----略-----</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 -----略-----</p>	<p>(図書館資料の寄贈又は寄託)</p> <p>第8条 -----略-----</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 -----略-----</p>